

第 88 回仙台市大規模小売店舗立地法専門委員会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 12 月 4 日（月） 10 時 00 分～10 時 30 分
- 2 場 所 仙台市役所本庁舎 8 階 第 4 委員会室
- 3 出席委員 委員長 岩動志乃夫
委 員 菊池輝、栗原由紀子、平井百香、北條俊昌
- 4 説明者 仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会 統括部会（商業・雇用支援課）
同 交通部会（道路管理課、交通政策課）
同 騒音・照明部会（環境対策課）
同 廃棄物部会（事業ごみ減量課）
同 街並みづくり部会（都市景観課、百年の杜推進課）
- 5 関係機関 宮城県警察本部交通規制課
- 6 会議の経過
 - (1) 開会
 - (2) 議事
個別届出案件
「(仮称) 仙台発酵の里プロジェクト」変更届出【資料】
 - (3) 閉会
- 7 傍聴者 0 名
- 8 報道機関 1 社
- 9 議事録 以下のとおり（発言は要旨）

議事詳細

① 個別届出案件

■ 「(仮称) 仙台発酵の里プロジェクト」変更届出【資料】

(事務局) (【資料】に基づき、概要、説明会の実施状況を説明。)

(運用協議会各部会) (【資料】に基づき、運用協議会各部会における協議内容を説明。)

(委員長) 仙台市は「部会の意見なし」とのことだが、ただいまの説明について、質問等があればお願いしたい。

(委員長) 今回、小売店舗面積が増加することだが、土地面積は同じということによいか。また緑化率は新設届出時と同様か。

(設置者) 緑化率については数値上多少変更がある。もともと建物前面駐車場を調整池としていたが、うまく排水されないことが判明したため、雨水処理の仕方を貯留型防災調整施設へ変更した関係で、緑地の面積・形状が一部変更となっている。

(委 員) 今回の街並みづくり部会に関わる変更は、施設の正式名称決定後の看板標記の変更や、サイン看板のサインを一部分割する変更等で、既に承認された内容から逸脱していないため特に問題ない。緑地についても以前より整形され、使いやすいと思われるため変更内容に問題はないと思う。

- (委員長)資料2ページの住民説明会 No. 2の「東側市道を出口専用とした理由を教えてください。」との住民からの質問に対し、「店舗東側市道が出口専用となっている理由は仙台市、警察と協議した結果である。」との回答を行っているが、どのような協議であったか説明願いたい。
- (設置者)店舗東側市道の出口とは、届出書27頁「添付図5」の「出口1」の箇所となる。ここを出入口とした場合、県道井土長町線を右折し、市道館南西田尻線へ向かう車両で渋滞が発生する可能性があるという指摘により出口専用とした。県道井土長町線を西進してくる車両は、右折専用レーンを設けている「出入口1」から来店いただき、「出口1」から退店いただく動線としている。
- (委員)店舗の南側の「駐車場1」に駐車した車両は、すべて店舗東の「出口1」から退店するということでよいか。
- その場合、西側の出入口から出庫しようとする車両が想定されるが、出口は東側の1箇所であることをどのように周知するのか伺いたい。
- (設置者)「駐車場1」に駐車した車両については、指摘の通り東側の出口からの出庫を想定している。場内の看板や路面標示で周知を行うとともに、混雑時は誘導員を配置し、東側出口からの出庫を促す予定である。

-----設置者退室-----

- (委員長)仙台市は「部会の意見なし」とのことだが、委員会としては、どのような判断をするかご意見を伺いたい。
- (各委員)特に意見はなし。
- (委員長)仙台市は「部会の意見なし」とのことだが、委員会としては、以下の通り留意事項を付したうえで、「意見なし」とする。

【専門委員会の留意事項】

- ア 今後、店舗南側のクリニック付近に住居ができる場合には、改めて防音対策を検討すること。